

山梨市結婚新生活支援補助金 募集要項

【目的】

婚姻に伴う新生活を支援し、結婚・出産・子育て期における経済的不安を軽減することにより、地域における少子化対策の強化に資することを目的に、予算の範囲内において補助金の交付を行います。

【申請期間】

令和4年4月1日～令和5年3月31日

【補助要件】

補助金交付対象者は、令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された世帯であって、以下のすべてを満たす者とします。

- (1) 世帯所得が400万円未満であること
- (2) 婚姻日現在において、夫婦の年齢が、共に39歳以下であること
- (3) 夫婦が本市に住所を有し、かつ、居住していること
- (4) 生活保護による住宅扶助その他公的制度による家賃補助を受けていないこと
- (5) 共に市町村税等を滞納していないこと
- (6) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定するものをいう)でないこと
- (7) 過去に地域少子化対策重点推進交付金に関する補助を受けていないこと(他自治体での助成も含む)

【補助対象経費】

補助対象となるのは、以下の費用です。

- ・婚姻に伴う住宅取得費用(新築・購入)
- ・住宅賃借費用
- ・住宅のリフォーム費用

※ただし、倉庫や車庫、門、フェンスや植栽等の外構に係る工事費用、家電の購入・設置費用は対象外となります

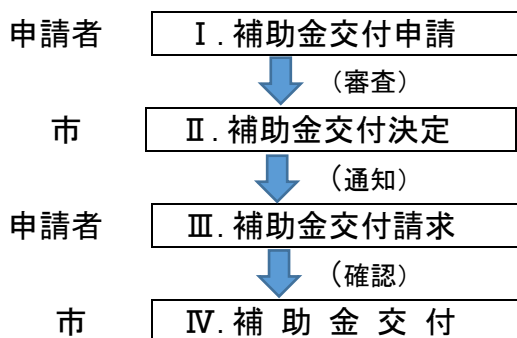
- ・引越費用

【補助金額】

補助額は1世帯当たり上限30万円とします(対象経費が30万円に満たない場合は対象経費相当額・1,000円未満切り捨て)

【申請の流れ】

申請する費用にかかる支払が完了した時点で、必要な書類を提出し、審査のうえ交付決定を行います。



【『I. 補助金交付申請』時の必要書類】

■ 共通に必要なもの

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）
- (3) 申請世帯全員の住民票の写し
- (4) 所得証明書（夫婦の双方又は一方が離職し、申請日において無職の場合にあっては、離職票又はこれに代わるものの写し）
- (5) 市税等の未納がない証明書
- (※) 貸与型奨学金の返済がわかる書類の写し
（奨学金返済がある場合のみ・世帯所得の算出に使用します）

■ 申請内容に基づきそれぞれ必要なもの

住居を新築・購入した場合	①請負契約書もしくは売買契約書の写し ②住宅取得費用を支払ったことが分かる書類 （領収書の写し等）
住居を賃貸した場合	①賃貸契約書の写し ②住宅手当支給証明書（様式第2号） ③賃借費用を支払ったことが確認できる書類 （領収書の写し等）
住居をリフォームした場合	①リフォーム費用を支払ったことがわかる書類 （領収書の写し等）
引越費用がある場合	引っ越しに係る領収書の写し

【『III. 補助金交付請求』時の必要書類】

- ・ 補助金交付請求書（様式第6号）

【その他】

交付決定者が、虚偽の申請やその他の不正な手段により補助金の交付を受けた場合、補助金を返還していただきます。

<問い合わせ先>

〒405-0018 山梨市上神内川 1229-1 番地

山梨市役所 地域資源課 街の駅やまなし

TEL : 0553-20-7010

Mail : chiikishigen@city.yamanashi.lg.jp